

令和5年度郡山市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和5年4月1日制定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、次のとおり調達方針を策定する。

2 適用範囲

この調達方針は、市の全ての部局等での物品等の調達に適用する。

3 調達する物品等及び目標額

市が障がい者就労施設等から調達する物品等及び目標額は次のとおりとする。

なお、障がい者就労施設等の物品の開発等に応じて見直しを行っていくものとする。

(1) 物品

記念品、食料品、縫製品、美術・工芸品、紙製品、小物雑貨、その他

(2) 役務

建物の清掃、除草、郵便物発送業務、データ入力業務、施設管理（受付・案内等）、その他

(3) 目標額

令和5年度の目標額は、物品及び役務を合わせて **200** 万円とする。

4 調達の推進方法

(1) 障がい者就労施設等の提供可能な物品及び役務についての情報を共有し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。

(2) 随意契約により物品等を調達する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を積極的に活用し、障がい者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。

(3) 各部局等は、調達情報の提供に努め可能な限り調達内容の仕様を明確化することや障がい者就労施設等の特性に配慮した納期を設定するなど、障がい者就労施設等が不当に排除されることのないように努めるものとする。

(4) 障がい者就労施設等に対して、適切な情報発信をはじめ、物品等の質の確保や品目等の拡大など、調達の拡大に向けた主体的かつ前向きな取組を促すものとする。

5 調達方針及び調達実績の公表

(1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、ウェブサイト等により

公表するものとする。

(2) 調達実績は会計年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、ウェブサイト等により公表するものとする。

6 調達方針に基づく担当窓口

この調達方針の担当窓口は、保健福祉部障がい福祉課とする。